

Weekly Report

第594日号
令和3年3月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

退職金に係る課税の取扱い

退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として支払われるものであり、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されていますが、令和3年度税制改正では勤続年数5年以下の方に対する退職金について見直しが行われます。

◆退職所得控除を差し引いた額の1/2に課税

会社から退職金の支払いを受けた場合、【(退職金-退職所得控除)×1/2】が退職所得となり、これに退職所得金額に応じた税率を乗じて所得税額を計算します(原則として他の所得と分離して課税)。

退職所得を算出する際に退職金から差し引く「退職所得控除額」は、勤続年数(1年未満の期間は1年)に応じた額となり、勤続年数20年までは1年につき40万円(控除額が80万円未満の場合は80万円)、20年超の部分は1年につき70万円です。

例えば、勤続年数30年の場合、退職金から退職所得控除1500万円(40万円×20年+70万円×10年)を差し引いた額の1/2が退職所得

となります。

なお、役員等として勤務した期間が5年以下の方が役員等勤続年数に対応する退職金の支払を受けた場合の退職所得は【退職金-退職所得控除額】となり、1/2とする措置は適用されません。

◆勤続年数5年以下の退職金に係る見直し

令和3年度税制改正では、役員等以外の勤続年数5年以下である方の退職金に係る退職所得の計算について見直しが行われ、退職金から退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分は、1/2課税の適用を受けられなくなります。

この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

事業再構築補助金の対象を明確化する指針

中小企業等の事業再構築を支援する「事業再構築補助金」は今月中に公募開始予定ですが、事業再構築(以下の5つ)の定義等について指針が公表されました(該当する事業計画の策定が必要)。

◎**新分野展開**…主たる業種・事業を変更することなく、新たな製品等で新市場に進出すること。

◎**事業転換**…新たな製品等を製造等することにより、主たる事業を変更すること。

◎**業種転換**…新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更すること。

◎**業態転換**…製造方法等を相当程度変更すること。

◎**事業再編**…組織再編を行い、新たな事業形態のもとに、上記4つのいずれかを行うこと。

自動車の廃車等に係る手続きの特例

自動車の所有者に課される自動車税(種別割)の賦課期日は4月1日となっているため、3月末までに廃車等の手続きを行う方が多くなりますが、運輸支局等の窓口の混雑緩和対策として特例措置が設けられます。

これにより、3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、15日以内に手続きをした場合は、手続き等が4月以降でも令和3年度は課税されません(例えば、3月25日に廃車した場合は4月9日までに永久抹消登録を行えば課税されない)。